

第 3 次

勝央町子ども読書活動推進計画



令和 4 年 3 月

計画期間: 令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月

勝央図書館

目 次

第1章 計画策定の経緯と基本的な8つの基本方針

計画策定の経緯・背景	1
計画推進のための8つの基本方針	1
期間	1
計画目標	2

第2章 第2次計画の取り組みと成果、課題、情勢の変化

1 第2次計画の取り組みと成果	2
2 課題	7
3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	8

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 勝央町における家庭・地域・園・学校の役割	9
(1) 家庭での取り組みの推進	9
(2) 地域での取り組みの推進	10
ア 勝央図書館	10
イ その他の公共施設	10
(3) 園・学校での取り組みの推進	11
ア 保育園	11
イ 小学校・中学校	11
2 連携及び施設等の整備充実	13
(1) 図書館相互等及び行政関係部署との連携・協力	13
(2) 勝央図書館とボランティア団体との連携・育成	13
(3) 勝央図書館と学校図書館との連携	13
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発	13
(1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施	13
(2) 「春と秋の読書週間」を中心とした事業の実施	14
(3) 町広報や図書館だよりを活用した啓発広報の推進	14
(4) ホームページなどを活用した啓発広報の推進	14

第4章 財政上の措置

参考資料 子どもの読書活動の推進に関する法律	16
------------------------------	----

はじめに

読書活動は、人が成長する過程において、言葉を学び、感性を磨き、表現力や知識を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。最近では、インターネットやスマートフォンの普及、SNS等情報手段の多様化により、子どもたちの読書離れや活字離れが起きており、読書環境が大きく変化するとともに、情報や知識の習得方法や読書の在り方についても大きな影響を与え、読解力の低下が懸念されています。勝央町においては、平成 22 年に「勝央町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を支援するため、第1次計画、第2次計画を策定し、学校図書館への図書事務補助員の配置、図書館相互及び学校図書館との連携、子どもが幼いころから本に親しむためのブックスタート事業に加えセカンドブック事業開始、絵本や児童書の整備、保育園の読書コーナー整備、広報の充実等に取り組んできました。本計画は令和4年4月より5年間、勝央図書館・保育園・学校を中心に、町の読書を進めるための指針を示しています。この計画に沿って、今後魅力ある読書活動の推進に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました関係機関の方々、町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和4年3月

勝央町教育委員会

教育長 神 田 寿 則

第1章 計画策定の経緯と基本的な8つの基本方針

○計画策定の経緯・背景

- (1) この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条第2項に基づいて策定するもので、勝央町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針です。また、この計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月）」と岡山県が策定した「第4次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどろんどろん読書プラン（平成31（2019）年3月）」を基本とし、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動推進のための条件整備とその充実に取り組むため、「勝央町子ども読書活動推進計画」（平成22年度～平成26年度）「第2次勝央町子ども読書活動推進計画」（平成29年度～平成33年度）の成果と課題を踏まえて策定するものです。
- (2) 勝央町教育大綱（平成28年3月）に定められた基本目標「『楽しく学び、他人（ひと）を思う心豊かな人づくり』」を踏まえ、勝央町の子どもたちが、生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次世代を担う人材として成長することができるような環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、継続して推進するものです。
- (3) 国の「第5次学校図書館図書整備等5か年計画（平成29年～平成33年度）」に定める、学校図書館図書標準の達成と計画的な図書の更新等の子どもたちが主体的な読書ができるように推進していくものです。

○計画推進のための8つの基本方針

子どもの読書活動推進に対して

- 1 家庭・地域・保育園・学校を中心に推進します。
- 2 図書館相互及び学校図書館との連携を図ります。
- 3 理解と関心を高めます。
- 4 子どもの自主性を尊重します。
- 5 活動推進に必要な施策を行います。
- 6 特定の価値観の押し付けや排除につながらないようにします。

施策の策定にあたって

- 7 勝央図書館・学校図書館における図書の選定やサービスに関する施策は、その自主性を尊重する内容とします。
- 8 本計画にかかわる個人や団体の自主性を尊重します。

○期 間 令和4年4月から令和9年3月までの5年間とします。

○計画目標（子どもの発達段階に応じた目標）

【乳幼児期】

読書によって子どもの豊かな感性、表現力、コミュニケーション能力を育てるために、保育士、保護者や図書館司書が協力する人的環境整備と、幅広いジャンルから本を選ぶように勝央図書館の蔵書を増やし、読み聞かせに活用し、本や拠点整備などの物的環境整備を行います。

【小学生期】

目的に応じて自分で本を選ぶことができるよう、児童の興味・関心に応じた適切な助言等を行う各学校の図書館担当教員を活用する人的環境整備と、児童が日常的に読書に親しむことができるように月ごとの本の団体貸出を行うなどの物的環境整備を行います。

【中学生期】

生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣と本を使って知識や情報を活用し、学びを深めることができる力を育てられる人的環境整備と、読書を通じて、ものの見方や考え方を広げ、必要な情報を収集、活用できるようにする物的環境整備を行います。

第2章 第2次計画の取り組み及び成果、 課題、情勢の変化

Ⅰ 第2次計画の取り組みと成果

2次勝央町子ども読書活動推進計画（「以下、「第2次計画とする」）においては、「計画推進のための8つの基本方針」をもとに、子どもの発達段階に応じた計画目標を掲げ取り組みを推進してきたところです。

具体的には次に示すように、勝央町における家庭、地域、保育園、学校がそれぞれに重点目標を設定し、取り組んできました。

（Ⅰ）家庭での取り組み

子どもに乳幼児期から青少年期まで、一貫した読書習慣を身につけてもらい、読書の大切さと楽しさを味わってもらうため、メディアの特性を有効活用しながら子どもの読書意欲を育て、家庭での読書の大切さを伝える活動を推進しました。各保育園への継続的な支援や、親子ひろばや各団体と連携をしながら取り組みました。



H30 子どもを本好きにする講座

主な取り組みとしては、

- ・子どもを本好きにする講座（保護者対象）
- ・各保育園の読書コーナー整備・定期搬送
- ・メディアを活用した情報教育体験プログラム
- ・司書さんとはなそう（親子ひろば）

であり、取り組みの結果、司書や図書館、保護者の距離が近くなり未就学児をもつ保護者が読書について相談しやすい環境も醸成されました。児童書個人貸出冊数が約2倍（図1）、一日当たりの小中学生の読書量の上昇（図2）がみられ、子どもの読書好きの意識が県や国の水準より高く（図1～5）なり成果が現れています。

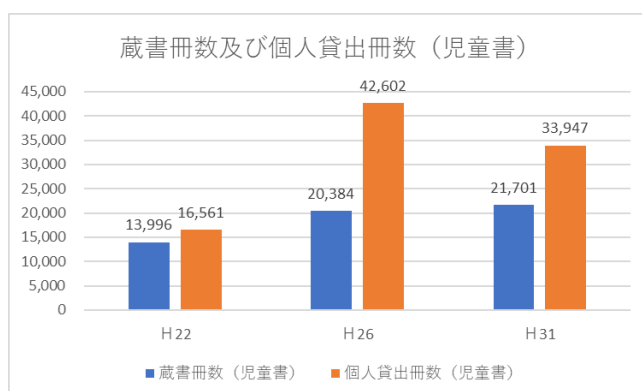


図1 勝央図書館調査

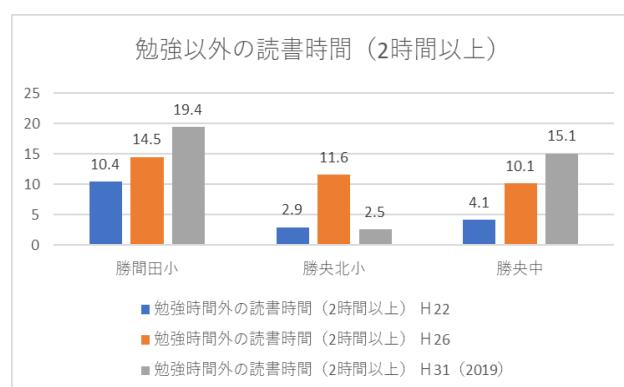


図2 全国学力・学習状況調査

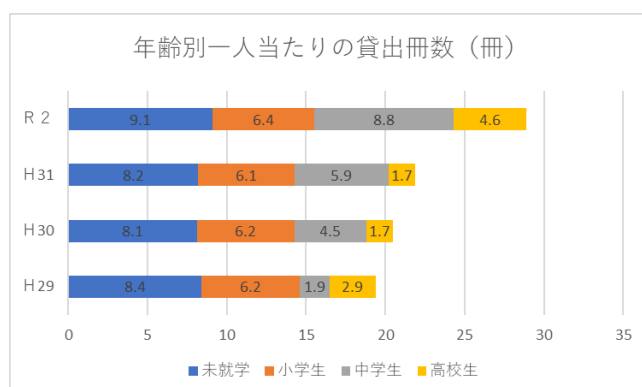


図3 勝央図書館調査

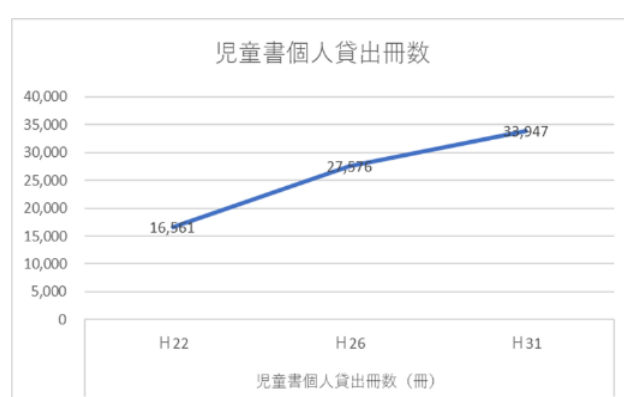


図4 公共図書館調査

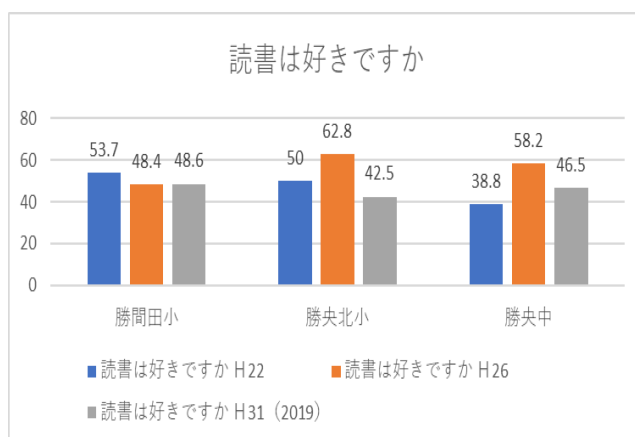


図5 全国学力・学習状況調査

(2) 地域での取り組み

ア 勝央図書館・行政機関・ボランティア

勝央図書館と学校図書館が連携して司書同士の研修実施やシステム連携、読み聞かせボランティア向けの研修を実施、県立図書館の研修制度を活用して充実を図りました。

子どもの読解力を高め、英語に親しみやすくするため、洋書の蔵書数を増やし、コーナーの設置をして、イベントを実施するなど環境を整えました。

また、子育て中の保護者が図書館を利用しやすくなるように、健康福祉部と協力し、親子ひろばと連携した読書相談イベントやブックリストの配布、セカンドブック事業の開始などを行い、気軽に図書館に相談ができ利用しやすい環境を整えました。

朝読書の時間等での読み聞かせボランティアと児童の交流で、子どもたちと地域のつながりが深まり(図6)、中学校では、朝読書の時間に学校図書館の本を読む生徒も多くみられます。

そして、児童とボランティアが相互に交流することで、それぞれの活動が活性化し、令和元年には、町内の読み聞かせボランティア2団体「心育てほのぼの」「ブラックシアターきらら」と個人の部「紙芝居おじさん」の3団体が岡山県読書推進表彰を受賞しました。

H30 勝央図書館フェスティバル

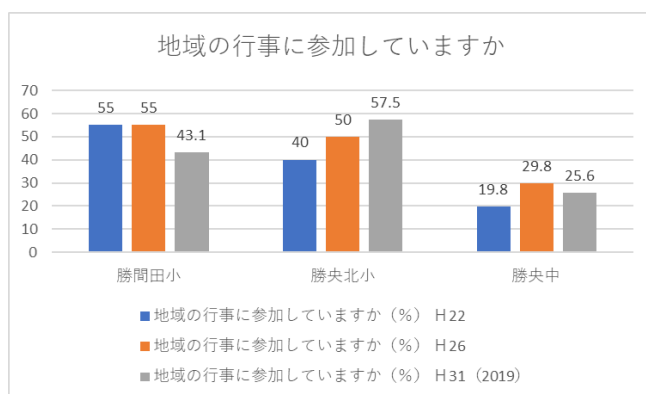


図6 全国学力・学習状況調査



イ その他の公共施設

勝央図書館と各地区コミュニティセンター及び高取多目的研修集会所等は、地理的に図書館と距離のある子どもたちへのサービスを行うために協力し、図書コーナー整備と定期配送等を行い、拠点づくりを実施しました。

あわせて、どんどん市場、勝央ころざしシェアスペース、ふたば教室、親子ひろばへの団体貸出と定期配送を実施しました。

H31

町内4地区のコミュニティセンター・高取多目的研修集会所の図書コーナーを整備。図書館の本の定期配送実施
(写真は植月地区コミュニティセンター)



結果として、勝央中学校の生徒の図書館利用の増加(図8)、町内の子どもの読書時間の増加(図2)、年齢別の1人当たりの貸出冊数の大幅な増加(図3)などの成果がありました。

そして、児童書の蔵書冊数がH22年度の約1.5倍(図7)、児童書個人貸出冊数約2倍(図1)児童書蔵書冊数2万冊超(図7・9)の計画目標達成となりました。

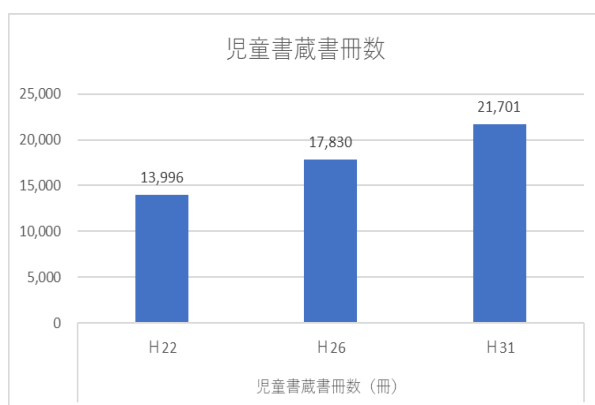


図7 公共図書館調査

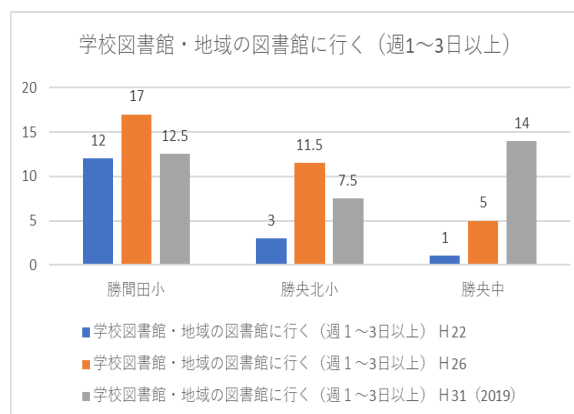


図8 全国学力・学習状況調査

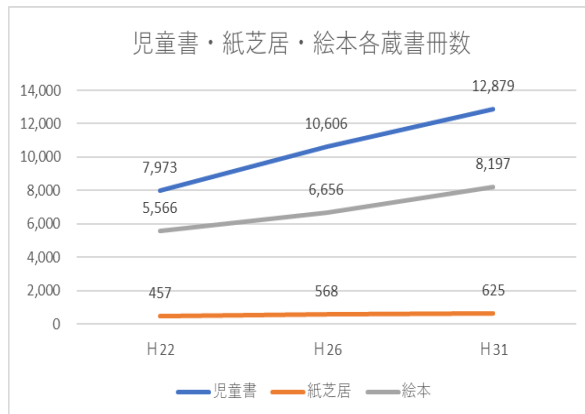


図 9 公共図書館調査

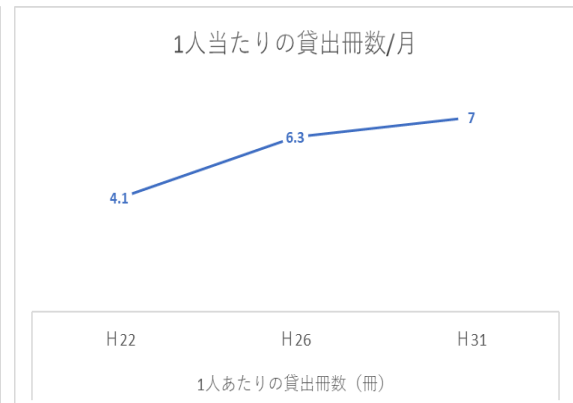


図 10 公共図書館調査

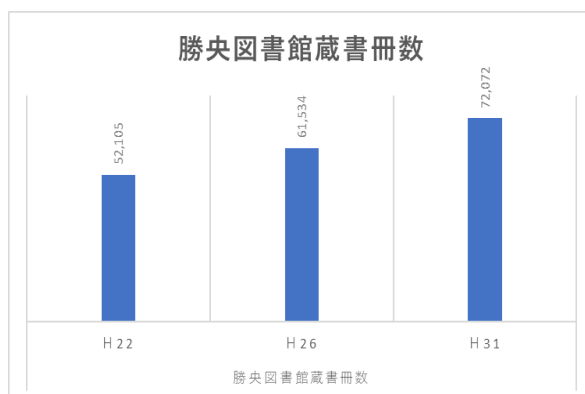


図 11 公共図書館調査



(3) 園・学校での取り組み

ア 保育園

町内の5つの保育園は、絵本について興味をもつ保護者とそうでない保護者との間にある意識の開きを改善するため、保護者に対して親子で本を選んだり、読んだりできるように、声をかけ続け、関心の薄い家庭にも継続して家庭で読書習慣が身につくような支援を行いました。

保護者と子どもが、絵本などの読み聞かせを通じて楽しさを共有し、心を通わせる体験を行いました。勝央図書館と連携協力し、密接な情報交換や支援を行いました。H29読み聞かせ講座・H30子どもを本好きにする講座、保育園図書コーナー整備、カリコレサービス、読み聞かせと子育て講座・ブックトーク、親子でたのしむ絵本、絵本づくり事業等を実施し、メディアとの付き合い方や読書の効用など、読書に精通した講師を招き講演会等を実施し、読書の大切さを推進・啓発を行いました。

そして、未就学児とその保護者と各関係機関相互の関係強化が図られ、気軽な読書相談等がみられたほか、未就学児の月平均貸出数(図3)では、8.4冊から9.1冊と伸びています。

子どもの読書好きの意識が県や国の水準より高くなっている(図1・3・4)ことも成果として現れています。

イ 小学校・中学校

子どもの発達段階に応じた子どもの読書に関する教育に取り組みました。また、学校図書館の持つ機能を円滑に機能させるため学校図書館と勝央図書館は協力し、児童生徒と教員の授業サポートを行いました。

H29は勝央図書館と学校図書館の図書館システム連携が完了しました。学習を深める図書館活動を行い、教科に関連した蔵書の収集と提供を行いました。主な取り組みとしては、R1勝央中学校定期搬送開始、R1学校図書館の蔵書点検、R2勝央北小学校学級文庫貸出、小学校図書委員会による読み聞かせ、親子で家読! 2WEEK(勝央北小)であり、子どもの読書好きの意識が保育園と同様に県や国の水準より高くなっていることも成果として現れています。

また、一月あたりの小中学生の読書時間も勝間田小学校は14.5時間→19.4時間、勝央中学校は、10.1時間→15.1時間と増加しています。

令和3年度は、勝央北小学校は、子どもたちの読書活動への意欲を高める特色あるすぐれた活動を評価され、読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けました。

2 課題

勝央町の子どもの読書の傾向は、たくさんの本に触れ、読書を楽しんでいる年代は未就学児から小学生期で、中高生期になると減少傾向に転じ、高校生以降成人になるまで減少傾向は持続します。全国や岡山県内でも同様の傾向がみられ、岡山県では、第4次岡山県子ども読書活動推進計画(以下、「県第4次計画」とする)の課題に「不読率」(※1)の改善を掲げて、全県で取り組んでいます。なかには青年期に読書から離れても、成人期に読書を再開する人もいます。

読書を再開するきっかけとなるのは、乳幼児期からの読書習慣が重要で、この習慣が身についていなければ成人期に急に読書を始めることは、ほとんどないと言っても過言ではありません。

これまでの計画において、乳幼児期からの読書習慣定着と学校図書館や保護者、読み聞かせボランティアや団体と連携し、読書推進に取り組んできました。第3次計画でも、乳幼児期から青年期までの切れ目のない一貫した読書推進をすすめ、特に、中学生、高校生に対し読書の関心を高める取り組みをする必要があります。そして、中高生の学業以外の時間の中で、多種多様なやりたいことのなかに、「読書」が必ずあり、その時間を徐々に拡大させるように働きかけることが必要です。

※1 不読率…1か月の読書数が0冊

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

県第4次計画では、子どもを取り巻く情勢について3点を指摘しています。「第4次計画第2章3子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化」
(平成31(2019)年3月岡山県)から引用(以下引用)

(1) 学校図書館法の改正等

平成26(2014)年に学校図書館法の一部を改正する法律(平成26(2014)年法律第93号。以下「改正法」とする。)が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28(2016)年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」が取りまとめられました。さらに、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等の参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省において作成されました。

(2) 学習指導要領の改正等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28(2016)年12月21日)において、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29(2017)年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30(2018)年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されました。小・中・高等学校の新学習指導要領において、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されています。

(3) 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、県内の児童生徒のスマートフォンの所持率は平成6(2014)年度と比べて小学生と高校生は同程度であったものの、中学生で大幅に増加しています。個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきており、日常の生活の中で、これらの占める割合が増加してきています。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 勝央町における家庭・地域・園・学校の役割

(1) 家庭での取り組みの推進

機会をとらえて子どもの読書の大切さや本を介したコミュニケーションを積極的にPRしましたが、読書の大切さについてまだまだ保護者の中でも意識の開きがあります。第3次計画では、乳幼児期から青少年期の一貫した家庭での読書習慣の定着と継続をよびかけつつ子どもと保護者が本を介して温かいコミュニケーションが持て、子どもと本を楽しむための本を選ぶ知識が持てるように家庭での取り組みを充実させることを盛り込みました。

【重点的取り組み】

- ① 保護者とまわりの大人が、読書の大切さと楽しさを乳幼児期から一貫して伝える環境の醸成とPRを行います。人が集まる機会をとらえ、読書の大切さを伝える取り組みの推進をします。
- ② 子どもとのコミュニケーション自体が少なく、子育てにいろいろな問題を抱える保護者など、将来にわたり社会生活の基礎となる家庭教育への支援を各団体と協力しながら継続します。
- ③ 「親子読書」やノーメディアデー等の啓発日を設け、家庭・地域・園・学校ならびに勝央町全体で取り組みます。

(2) 地域での取り組みの推進

ア 勝央図書館・行政機関・ボランティア

勝央図書館は自分の読みたい本を、豊富な図書の中から自由に選び、読書を楽しめる場所です。そして、子どもの読書について司書に相談することができる場所でもあります。

また、勝央図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

このような取り組みを引き続き充実させ、子どもたちが自然と読書の楽しさに気づくために、身近なところに本と出会える環境を作り、働きかけていく必要があります。行政機関やボランティアと連携して、ブックスタートやその他の子育て支援事業との連携・協力関係を強化し、一層の充実を図ります。

【重点的取り組み】

- ① 図書担当教員、勝央図書館司書、読み聞かせボランティアの継続的な研修の充実を図ります。
- ② 勝央図書館の行う読書推進活動を、様々なメディアや機会を捉えて広報を推進します。
- ③ 子育てをしている保護者の読書相談をしやすいするために様々な機関と協力し、読書の大切さと保護者の意識の向上を目指し、子どもと楽しむ本が、偏りなく楽しく豊かな読書となるようどんな本を選べばよいか等の読書相談をしやすい雰囲気を作ります。
- ④ 勝央図書館は、0歳児向けのブックセット提供、子育て中の保護者が本を探しやすいするための特集コーナーを作ります。
- ⑤ 中高生が、本を手に取りやすい環境作するため、通学等の待ち時間に活用できるよう、利用頻度の多い場所（勝間田駅等）に本に親しむサービスを実施します。
- ⑥ 継続した読書習慣形成のため乳幼児のブックスタート、3・4歳児のセカンドブック、中学進級前の読書継続へのきっかけになるような事業に取り組めます。
- ⑦ 子育て支援事業との連携・協力関係を継続します。

イ その他の公共施設 公民館・コミュニティセンター・放課後施設等

子どもに身近な環境づくりとして、子どもたちが利用しやすい勝央町公民館や放課後の時間を過ごす施設や事業への配本サービスや、各地区コミュニティセンターなどへ団体貸出利用の働きかけを継続します。

【重点的取り組み】

- ① 地区のコミュニティセンターや学童クラブやわくわくスクール等の拠点と協力し、図書館と地理的距離のある町北部の子どもたちへのサービスを充実します。これまで整備したサービス拠点を積極的に広報し、拠点の利用促進を働きかけます。
- ② 社会教育の事業などで、読書と関連した事業の協力・連携を進めます。

(3) 園・学校での取り組みの推進

ア 保育園

読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を理解してもらえるように普及していきます。乳幼児が多様な機会に絵本や物語に触れられるよう工夫することが重要です。

【重点的取り組み】

- ① 保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及するための活動を継続して推進していきます。保護者と子どもが、絵本や読み聞かせを通じて楽しさを共有し、心を通わせる体験ができる雰囲気の醸成を継続します。
- ② 子ども読書計画を実施していくうえで、各保育園と勝央図書館は、連携協力し、密接な情報交換を実施します。また、2か月ごと、勝央図書館司書が訪問し、各保育園の読書コーナーの整備や指導を行います。
- ③ 保育園等で、メディアに触れる時間を少なくしていくようにノーメディアデーなどを設け、家庭の中で、読み聞かせや読書の時間を確保できるような取り組みを実施します。
- ④ 保育園、小学校、中学校で一貫した子どもの読書に関する教育を行い、発達段階に応じた読書指導を行います。また、保育園で培った読書習慣を小学校に引き継いでいけるように、小学校との連携を図っていきます。
- ⑤ 乳幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したり楽しむことで、子どもにとって読書が大切であるという認識を保護者やまわりの大人に広め、深めるために子どもの読書に精通した講師を招いた講演会や講座を開催します。

イ 小学校・中学校

勝央町では保・小・中の一貫した取り組みを行っています。小学校に入学する前までの保育園の時期に読書習慣を身につけ、小学生で伸ばし、中高生期まで円滑に継続していくことが重要です。学校は、子どもに読書習慣を身につけさせる一貫教育を担う重要な場所となります。

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っており、学校教育法（昭和22年法律第26号）では、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備すると同時に、高度情報化に対応できるように、ITを活用しながら児童・生徒が本を使って知識や学びを深め、情報収集ができるような支援と、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。

このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実させることにより、読書の量を増やすことのみならず、発達期に合わせて読書の質をも高めていくことが重要です。子どもたちが、読みたいときにいつでも本を手にとれるような環境作りも重要です。学習指導要領等を意識しながら積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められます。



【重点的取り組み】

- ① 学校図書館と勝央図書館は、司書同士の研修や情報交換、両者が連携した事業やシステムの協力・連携を図っていきます。乳幼児期から一貫した読書習慣を継続するため、保・小・中との連携を一層深める取り組みをします。
- ② 児童・生徒にとって、学校図書館は学習する場所であり、学習を深める図書館活動を行う場であることから教科と関連した蔵書の収集に力を入れます。また、児童・生徒・教員と本を結びつける場であることから、多様な読書をたのしむ環境を整え、児童・生徒・教員の読書への興味関心を育てる選書に力を入れます。
- ③ 教科をきっかけとした知的好奇心を育て、豊かな読書に発展させる工夫を行います。
- ④ 学校図書館では、児童・生徒に向けて、学年に応じたブックリストの作成を行います。新聞等の社説をつかったNIE教育に触れる機会を提供します。そのほか、読書推進イベント、委員会活動、通常の学校図書館運営を通じて取り組み、児童・生徒の読書活動を支援していきます。
- ⑤ 小・中学校では、保護者に対して、読書に興味を持ってもらうための働きかけを行います。
- ⑥ 児童・生徒を取り巻く環境は、SNSやスマートフォン等を介した電子書籍の普及やITの発展などにより、大幅に変化しました。中高生の学業以外の時間の中で、多種多様なやりたいことのなかに、「読書」が必ずあり、その時間を徐々に拡大させるように働きかけるなど、その変化に対応しながら、児童・生徒が身につけてきた読書習慣を、「読書ノート」やイベントを通じて高校卒業以降も継続させる取り組みを行います。

2 連携及び施設等の整備充実

(1) 図書館相互等及び行政関係部署との連携協力

第2次計画を継続し、県内の図書館、教育振興部、行政関係部署、子どもの読書活動関係団体との連携を強化するため、資料やサービスの充実を目指します。

(2) 勝央図書館とボランティア団体との連携・育成

勝央図書館では、幅広い世代がともに活動できるよう若者や高齢者がともに、無理なく活動を継続できるようなしくみづくりと、勝央図書館を中心とした一貫した読書習慣の継続に取り組む環境づくりをします。関係機関、団体等との連携・協力関係を更に強化し、具体的な方策を推進する体制の整備に努めていきます。

また、各団体が協力して中高生の読み聞かせ活動を支援するなど、中高生自身が主体的な活動を行う際の相互協力を行っていきます。

(3) 勝央図書館と学校図書館との連携

勝央図書館が各学校の図書担当教員のサポートを行い、司書同士の研修会や3校の図書館関係者の連絡会を実施し業務の支援を行いながら、学校図書館のレベルアップを図ります。



第3次勝央町子ども読書活動推進体制イメージ図

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発

(1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

広く子どもの読書活動について関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための事業を実施します。また、保護者に対して、子どもの頃から読書に親しむことの重要性や読書が子どもに与える効用についての啓発を継続的行います。

(2) 「春と秋の読書週間」を中心とした事業の実施

春と秋には子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための工夫を行います。季節の特集や、子どもの興味関心を高める取り組みを行います。

(3) 町広報や図書館だよりを活用した啓発広報の推進

第2次計画により育まれた読書への興味・関心など、子ども自身が積極的に読書活動を行う意欲を高めるための提案を行います。町内に整備したコミュニティセンターや多目的集会所等の読書スポットの広報を行います。

(4) ホームページなどを活用した啓発広報の推進

多岐にわたるメディアの情報発信の効率的な運用と管理を継続します。



R3 YouTube 動画で調べ学習方法を発信

第4章 財政上の措置

第3次計画においても、各施策を実施するためには、予算の確保が課題となります。勝央町は、図書館資料の計画的整備をはじめとする本計画に掲げられた各種政策を実施するために、必要な財政措置を講ずるよう努めます。

- ① 事業費（図書資料の整備・講座の実施等）
- ② 施設・設備費（事業に必要な施設・設備の整備及び維持管理等）
- ③ 人件費（人員の配置及び養成のための研修等）
- ④ 上記の他読書推進に必要な経費、または次の数値目標を定め、目標達成のために努めます。

【目標値】

- 5保育園の絵本の蔵書冊数（R9までに）合計約5,000冊
- 3学校図書館の児童書合計蔵書冊数（R9までに）合計約40,000冊
- 町民一人あたりの貸出冊数目標（R9までに）年間1人9.7冊を目標
- 勝央図書館年間資料費予算目標（雑誌・新聞・視聴覚含む）約5,000千円

【重点的取り組み】

- ① 子どもの読書活動を推進するため教育振興部は、町財政担当部や健康福祉部に、子どもの読書に関する図書予算確保などの働きかけを積極的に行っていきます。
- ② 乳幼児期から青少年期までの継続した読書習慣を定着させるため、保育園、学校図書館、勝央図書館は、子どもの読書を支援するための予算を確保するため、町財政担当部をはじめ関係各部に対し、積極的に働きかけ資料整備に努めます。

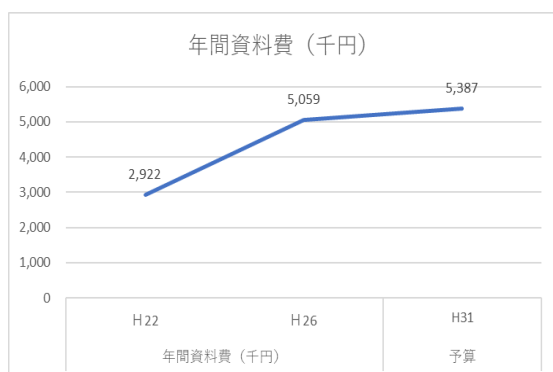


図12 公共図書館調査

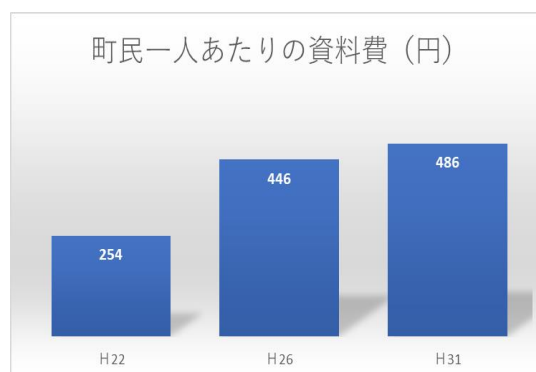


図13 公共図書館調査

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次勝央町子ども読書活動推進計画策定委員会

委 員	所 属	氏 名
委 員 長	勝 央 町 教 育 委 員 会 教 育 長	神 田 寿 則
副 委 員 長	図 書 館 協 議 会 委 員	畝 本 佐 和 子
委 員	図 書 館 協 議 会 委 員	谷 口 浩 子
委 員	図 書 館 協 議 会 委 員	佐 古 導 郎
委 員	勝 央 北 小 学 校 長	宮 川 美 香
委 員	吉 野 保 育 園 長	植 月 良 子
委 員	勝 間 田 小 学 校	福 井 純 子
委 員	勝 央 北 小 学 校	門 田 裕 美 子
委 員	勝 央 中 学 校	春 名 誓 子
事 務 局	勝 央 町 教 育 委 員 会 参 事	名 田 さ ゆ り
事 務 局	勝 央 町 教 育 委 員 会 主 査	関 瞳

第3次勝央町子ども読書活動推進計画

令和4年3月 発 行 勝央町教育委員会

第3次勝央町子ども読書活動推進計画策定委員会

岡山県勝田郡勝央町勝間田 200 番地 1 号

TEL:0868-38-1753 FAX:0868-38-2580

勝央町HP <http://www.town.shoo.lg.jp/>